

青森県報

号外第八十二号

平成十四年八月十六日(金曜日)

目 次

選挙管理委員会

青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙の期日及び選挙すべき議員数	(事務局) 一
選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数	(同) 二
青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	(同) 二
青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙に用いる点字投票用紙の様式等	(同) 三
青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等	(同) 四
青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数	(同) 五
青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時	(同) 五
青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所	(同) 五
青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	(同) 五
青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	(同) 六

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項の規定により、青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙を次のとおり行うので、同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 選挙期日 平成十四年八月二十五日

二 選挙すべき議員数 一人

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十四年八月十五日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十四年八月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二、三、八八九人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
三九八、一四八八
- 三 県議会議員東津軽郡選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
八、九八〇人

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

平成十四年八月二十五日執行の青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十四年八月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一 選挙長

氏 名	住 所
沖崎 正吉	東津軽郡平内町大字沼館字沼館六番地の三

二 選挙長職務代理者

氏 名	住 所
丸尾 義輔	東津軽郡蟹田町大字蟹田字上蟹田八九番地の二

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

平成十四年八月二十五日執行の青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙に用いる点
字投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成十四年八月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一
様式

平成十四年八月執行
青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙投票

○注 ちゅうい 意

一 候補者の氏名は、欄内にひとりか
こうほしゃ しめい もの 氏名は、欄内にひとりか
こうほしゃ しめい もの 氏名は、欄内にひとりか
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

点字投票

印

こうほしゃ しめい
候補者氏名

二
規格等

規格はおおむね縦一七センチメートル横九・〇センチメートルとする。
紙質は上質紙一〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。
印は青森県選挙管理委員会の印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

平成十四年八月二十五日執行の青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙における船員不在者投票に用いる投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成十四年八月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

様式

<p>こうほしや しめい 候 補 者 氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	<p>船 員 不 在 者 投 票 選 挙</p> <p>○注 ちゆうい 意</p> <p>一 こうほしや 候 補 者 の 氏 名 は、欄 内 に 一 人 書 く こ と 。</p> <p>二 こうほしや 候 補 者 で な い 者 の 氏 名 は、書 か な い こ と 。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin-left: auto; margin-top: 20px;"></div>
---	--

点字投票

二 規格等

規格はおおむね縦一二・七センチメートル横九・〇センチメートルとする。
紙質は上質紙七〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。
点字投票用は、上質紙一一〇キログラム、点字投票の表示をする。

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十四年八月二十五日執行の青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙におけるポ
スター掲示場の掲示面の区画の数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十
七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次
のとおり定めたので告示する。

平成十四年八月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

掲示面の区画数 四区画

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十四年八月二十五日執行の青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙における選
挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の
規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十四年八月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県庁西棟 八階 中会議室

二 日時 平成十四年八月二十六日 午後二時

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十四年八月二十五日執行の青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙における選
挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成十四年八月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

場 所	所 在 地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号

ただし、平成十四年八月十六日は、青森市長島一丁目一番一号 青森県庁西棟八階
中会議室とする。

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十四年八月二十五日執行の青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙における公
職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に關し支出
することができる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示
する。

平成十四年八月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

制限額 六、一三六、一〇〇円

青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙選挙長告示第一号

平成十四年八月二十五日執行の青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十四年八月十六日

青森県議会議員東津軽郡選挙区補欠選挙選挙長 沖崎 正吉

- 一 場所 青森県選挙管理委員会事務局
- 二 日時 平成十四年八月二十二日 午後五時十分

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭